

学校における感染症対策ガイドライン（令和5年5月10日更新）

土浦市教育委員会

5類感染症への移行後においては、従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、感染状況が落ち着いている平時においては、換気や手洗いといった日常的な対応を継続することが基本となります。その上で、感染流行時には、一時的に活動場面に応じた対策を講じることが必要と考えられます。

本ガイドラインは、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)」(文部科学省)に準拠した感染対策となっておりますので、国や県の指針と合わせて取り扱うこととします。

1 感染対策について

(1) 基本的な考え方

① 感染状況が落ち着いている平時の対策

- ・ 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、以下のア～ウの対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこととします。
 - ア 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
 - 登校前の検温は任意としますが、健康管理アプリ等による出欠席(欠席の事由を含む)及び体調の報告は、これまでどおりとします。
 - イ 適切な換気の確保
 - 冷暖房により快適な室温を維持しながら、常時換気や休み時間の換気に努めます。
 - ウ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導
 - 外から教室等に入るときやトイレの後、給食の前後などに、石けんと流水により十分に手を洗うよう指導します。
 - タオルやハンカチ等を必ず携帯するよう指導します。
- ・ 学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となります。
 - 給食配膳時等、衛生管理が求められる場合は、マスク着用を求めることがあります。
- ・ 学校給食の場面においては、「黙食」は必要ないこととします。
 - グループ等向かい合いによる会食も可とします。

② 感染が流行している場合、活動場面に応じて考えられる一時的な対策

- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

(2) 陽性者判明時の学級閉鎖等の措置

・陽性者(家庭内感染を除く)判明時は、学校長(または教頭等管理職)と学校設置者(市教委)が協議し、学校医の助言を受け、以下の場合に閉鎖措置とします。「閉鎖・休校」期間は、集団内陽性者1人目が発症した翌日から概ね5日間(土日祝日を含む)とします。ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除きます。

- ①1学級内で陽性者最終登校日から3日以内に複数確認され、集団内感染の拡大が懸念される場合は、「学級閉鎖」とします。
- ②複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、「学年閉鎖」とします。
- ③複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、「臨時休業」とします。

・同一学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合でも、その間で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合は学級閉鎖を行う必要はないものとします。

＊「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン(令和5年5月改定版)」(文部科学省)を参照

・閉鎖措置を実施する場合は、児童生徒の学びの保障に努め、「新型コロナウイルス感染症対策に係る「学びの保障」対応について(通知)」(令和4年11月8日・土浦市教育委員会指導課)をもとにした学習サポートを行います。

2 健康管理について

○家庭との連携により、児童生徒等の健康状態を把握することが重要と考えます。児童生徒及び教職員等は、毎朝、体調の確認を各家庭で行い、健康観察アプリ等で、学校に報告をすることとします。

＊平時の場合は、毎朝の検温及び報告は任意とします。

＊感染が流行している場合は、毎朝の検温及び報告を求めることがあります。

(1) 出席停止の基準について

①新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合は、欠席ではなく「出席停止」扱いとします。出席停止の期間は、「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」とし、自宅待機を求めます。

＊以下の場合では、出席停止とはなりません。

ア 同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

イ 学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、感染対策を行わずに飲食を共にした場合

ウ 児童生徒に発熱や風邪症状などが見られる場合

エ 児童生徒が PCR 検査等を受け、結果が出ていない場合や同居の家族が PCR 検査等を受ける場合

②無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。

③出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨します。児童生徒等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行うことを徹底します。

④新型コロナウイルス感染症においては、基準より出席停止の期間を短縮することは、基本的に想定されません。

＊「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」(令和5年4月28日・文部科学省)を参照

(2) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合

①「欠席」扱いが基本となります。

②自宅で休養することを優先してください。

③学校において、児童生徒等に発熱等の症状が見られる場合には、保護者へ連絡し、迎えを依頼するなど安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。

(確認事項)

・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であることから、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限することはありません。

・また、児童生徒等本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることはありません。

(3) 感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒等の出欠の取扱いについて

①保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒について

・同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能です。

②医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等について

・主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでないと判断した場合についても、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能です。

*「健康管理について」は、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)(文部科学省)に準拠した対処を行います。

4 学校生活における対策について

(1) 感染状況が落ち着いている平時の対策

○児童生徒等が感染症を正しく理解し、感染リスクを自ら判断した上で、これを避ける行動をとることができるよう、感染症対策に関する指導を行います。

○感染症対策のための持ち物として、一般的には以下のものが必要となります。

【各自に必要な持ち物】

- 清潔なハンカチ・ティッシュ
- (必要に応じて)マスクやマスクケース等

① 換気の確保

・気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する)、2方向の窓を同時に開けて行うようにします。(授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はないこととします)

② 手洗い等の手指衛生の指導

・接触感染の仕組みについて児童生徒等に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないようにするとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを指導します。

・登校時や外から教室等に入る時、トイレの後、給食(昼食)の前後など、こまめに手を洗うことを推奨します。

・手洗いは30秒程度かけて、流水と石けんで丁寧に洗うことを推奨します。

・手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導します。

・手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものとします。

③ 咳エチケットの指導

・他者に飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等に対して適切に咳エチケットを行うよう指導します。



④ マスクの取扱い

- ・学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本となります。
- ・登下校時に通勤ラッシュ時等混雑したバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクを着用することが推奨されます。
- ・基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない児童生徒もいることなどから、そういった者にマスクの着脱を強いることのないようにします。
- ・児童生徒の間でも着用の有無による差別・偏見等がないよう適切な指導を行います。
- ・廃棄するマスクは、持ち帰りを基本とします。

⑤ 清掃

○普段の清掃のポイント

- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はないこととします。
- ・器具・用具や清掃道具など共用する物品については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導します。
- ・清掃の実施の際には、換気を十分に行います。

(2) 感染流行時における感染症対策について

- 地域や学校において感染が流行している場合などには、以下を参考に、一時的に活動場面に応じた対策を講じることとします。なお、特別な感染症対策を行う場合は、保護者等への周知を行うこととします。

①マスクの取扱い

- ・地域や学校において感染が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えることとします。そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにします。

②身体的距離の確保

- ・地域や学校において感染が流行している場合などには、授業等における具体的な活動場面や使用する施設の状況等を踏まえた上で、児童生徒等の間隔を可能な範囲でとることが考えられます。
- ・児童生徒等の間隔に一律にこだわるのではなく、換気を組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応するようにしてください。

③具体的な活動場面ごとの感染症対策

(ア) 各教科等

- 地域や学校において感染が流行している場合などには、以下に示すような各教科等における「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たって、活動の場面に応じて、一時的な対策を講じることがあります。

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- ・児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

○「感染リスクが比較的高い学習活動」

- ・「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」
- ・「一斉に大きな声で話す活動」【各教科等共通】
- ・「児童生徒がグループで行う実験や観察」【理科】
- ・「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」【音楽】
- ・「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」【図画工作、美術】
- ・「児童生徒がグループで行う調理実習」【家庭、技術・家庭】
- ・「組み合ったり接触したりする運動」【体育、保健体育】

○医療的ケアを必要とする児童生徒等(以下「医療的ケア児」という。)及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等(以下「基礎疾患児」という。)や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった児童生徒等については、授業等への参加を強制せずに、児童生徒等や保護者の意向を尊重します。

(イ)儀式的行事等の学校行事

○儀式的行事のほか、体育的行事や文化的行事その他の学校行事の実施に当たっても、地域や学校において感染が流行している場合などには、一時的に、(ア)における対策のほか、以下のような対策や工夫を講じる場合があります。その際には、児童生徒等や保護者等の理解・協力が得られるよう、事前に周知することとします。

<感染症対策>

- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨など
- ・アルコール消毒薬の設置など
- ・可能な範囲で間隔を空けるなど、触れ合わない程度の距離の確保

<開催方式の工夫の例>

- ・ICTを活用した対面とオンラインとのハイブリッド方式による開催
(参加者の一部は別会場にて、ウェブ会議システム等で双方向のやり取りを行ったり、式の様子を視聴したりするなど)

(ウ)部活動

○部活動の実施に当たって、地域や学校において感染が流行している場合などには、一時的に、(ア)における対策を講じるほか、以下の点に留意しながら活動を行うこととします。

- ・生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認します。
- ・活動時間や休養日については、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月)に準拠するとともに、実施内容等に十分留意します。
- ・大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体(中体連等)とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等のもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大の防止に留意した運営に努めます。
- ・練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、感染拡大の防止に努めます。
- ・同じ部活動に所属する生徒等が食事する際なども含め、部活動の前後の活動にもおいても感染拡大の防止に努めます。

5 その他

- ・感染症を起因として登校していない児童生徒に対しては、電話連絡や家庭訪問等で連絡をとり、学習の保障や不安・悩みの解消について教育相談を行います。
- ・一定期間、児童生徒が学校に登校できない場合は、例えば同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習把握を行います。